2022(R4)年度 鳥取県まちなか暮らし総合支援補助金

各市のまちなかにおいて、高齢者等の地域住民が安心して暮らせるとともに、新たな地域コミュニティの担い手となる若者等にとって魅力ある地域づくりを進める取組を支援します。

まちなかとは…鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例で定める『中山間地域』を除く地域のうち、少子高齢化が進む都市中心部等、各市が必要と認める地域（本補助金上の定義です。詳しくはお尋ねください）

1．スタートアップ事業 【直接】

高齢者をはじめとした地域住民が安心して元気に暮らせるまちなかを目指して、暮らしを支えるコミュニティの活性化やまちづくりの推進に取り組むための初期活動経費を支援

【主な取組例】

- ○ **地域の課題掘り起しのためのワークショップ、アンケート調査の実施**
- ○ **地域課題解決のための組織構築、計画の策定**
- ○ **外部人材（専門家など）を招いて自治会等でのフィールドワーク実施　等**

1）補助対象経費　ワークショップ、アンケート調査経費／組織の構築、基本構想・基本計画の策定等に要する経費／学生（大学）、移住者、専門家等、地域課題の解決に必要な人材の活動経費　等

2）事業実施主体　組織・団体等で鳥取県内に活動拠点を有する者

3）補助金限度額　１地区あたり10万円（補助率：県10／10）

※高齢化率が概ね30%以上の地域又は自治会における取組に限ります

2．買い物弱者対策事業 【①直接、②③間接】

空き店舗を活用した小売りや移動販売など、店舗が不足する地域において食料・日用品などを供給する事業に要する経費を支援

【主な取組例】

- ○ **買い物支援の取組検討や福祉や医療分野との連携など付加価値を高めるためのシステムづくり**
- ○ **店舗が不足する地域で必要な食料・日用品等を供給する空き店舗を活用した小売りや移動販売　等**

1）補助対象経費

①仕組みづくり支援
買い物支援の取組に係る検討等に要する経費（会議開催費／視察・研修費等）

②店舗改装・移動販売車導入等支援
店舗の購入・改装経費／移動販売車両の購入・リース経費／設備等購入・リース・修繕経費／ハード整備と一体的に実施される事業（PR等）に要する経費／50万円以下の備品購入費

③移動販売車運営経費支援
移動販売車の運営に必要な運営費（燃料費／車検費用／修理費／備品購入費）

2）事業実施主体　市、組織・団体等で鳥取県内に活動拠点を有する者

3）補助金限度額

①仕組みづくり支援
１事業あたり50万円（補助率：県１／２）　※市任意負担

②店舗改装・移動販売車導入等支援
１事業あたり500万円（補助率：県１／２）　※市任意負担
（更新は１台あたり300万円（補助率：県１／３）　※市は別途、事業費の１／３負担

③移動販売車運営経費支援
１台あたり100万円※（補助率：市負担額の１／２）※2年目７０万円、３年目４０万円

３．まちなか居住促進事業 【間接】

まちなかコミュニティの新たな担い手となる、若年世代のまちなかへの定住を、増加する空き家等を活用して促進するための空き家改修経費を支援

１）補助対象経費　空き家の購入、改修もしくは賃貸に要する経費　等　（土地購入費を除く）

２）事業実施主体　市、まちなか居住意向者、物件提供者

３）補助金限度額　１戸あたり１００万円（補助率：市負担額の１／２）

４）その他条件
- 転出地が県外または県内にあっては対象地域に比べて高齢化率の低い地域であること
- 18歳以上45歳未満の者が世帯あたり１名以上入居すること
- 当該入居者が地域の自治会に加入すること

４．まちなかコミュニティ活性化支援事業 【直接、間接】

コミュニティビジネスの起業や、地域コミュニティを再生・発展させる取組、まちなか居住者を増やすために地域に生業を興す取組等に要する経費を支援

【主な取組例】
- ○ **空き施設を活用したゲストハウス兼コミュニティカフェ整備など、地域住民同士や県外からの来訪者との交流拠点を作る取り組み**
- ○ **空き家を改修し、住民のコミュニティ拠点やレンタルオフィス・スペース等の整備**
- ○ **地域の高齢者等を対象とした健康づくりや住民同士の交流の場の整備　等**

１）補助対象経費　«ソフト»調査、ＰＲイベント開催経費　等
«ハード»事業に必要な施設、機械、設備、器具、備品等の購入又はリース費用　等

２）事業実施主体　市、組織・団体等で鳥取県内に活動拠点を有する者

３）補助金限度額　«ソフト»１事業あたり100万円（補助率：県１／２）　※市任意負担
«ハード»１事業あたり300万円（補助率：県１／３）　※市は別途、事業費の１／６負担

５．まちなか遊休施設活用事業 【間接】

地域の遊休施設（空き店舗、空き倉庫等）を活用し、ハード・ソフトの両面から総合的な地域の活性化を図る取組等を支援

【主な取組例】
- ○ **地域内の空き店舗を改修し、地域住民が行う生活支援サービス拠点の整備**
- ○ **空き施設を改修し、地域住民の世代間交流拠点の整備する取組み　等**

※　**いずれの取組においても、施設整備だけではなく、地域住民のコミュニティを活性化するための研修会やイベント等を併せて実施**

１）補助対象経費　遊休施設改修経費（事業に必要な機械設備、備品等購入経費を含む）／地域活性化のための行事開催等に係る経費　等

２）事業実施主体　市、組織・団体等で鳥取県内に活動拠点を有する者

３）補助金限度額　１事業あたり1,000万円（補助率：県１／２）　※市は別途、事業費の１／３負担

４）その他条件　審査会により採択の可否を決定する

2022(R4)年度 暮らしを守る仕組み(小さな拠点)づくり促進事業費補助金

都市部に比べ急速に人口減少や高齢化が進んでいる中山間地域において、人口減少下でも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるよう、集落を越えた地域において、住民主体による地域のくらしを守るための仕組みづくりの取組を支援します。

1．取組支援事業 【間接】

地域住民での話し合いにより、地域課題解決を実践する広域的地域運営組織の設置・運営、遊休施設等を活用した拠点施設の整備、地域に暮らし続けるための仕組みづくりに係る計画策定や試行・実施に必要な経費を支援

１）補助対象経費
- 計画策定の検討に係る経費
- 研修・専門家招へいに係る経費
- 試行に係る経費　　等

２）事業実施主体　市町、広域的地域運営組織（準備段階の組織を含む）又は市町が同等と認める団体 等

３）県補助限度額　１拠点あたり100万円（補助率：県２／３）　※市町は別途、事業費の１／３負担

２．担い手育成支援事業 【間接】

活動拠点を活用した取組で、地域課題の解決に向けた取組を行うなど小さな拠点づくりの取組を行う団体が、活動に従事する担い手（次世代リーダーとして概ね60歳以下とする）を雇用・確保し、育成するのに必要な人件費及び活動費を支援

１）補助対象経費
- 担い手の人件費及び活動費（給料・社会保険料・旅費等）
- 担い手に対する研修等に必要な経費（受講料、旅費等）
- 地元での研修会、イベント開催等に必要な経費（講師謝金・旅費、使用料等）
- その他事業実施に必要な経費　　等

２）事業実施主体　広域的地域運営組織(準備段階の組織を含む)又は市町が同等と認める団体 等

３）県補助限度額　１拠点あたり150万円／年（補助率：県１／２）
※市町は別途、事業費の１／２負担
（事業開始から３年間を限度）

【暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくり】

住み慣れた地域に安心して暮らし続けることができるよう、小学校区など複数の集落で構成される基礎的な生活圏において、多様な主体と連携して、住民同士の話し合いを通じた地域住民の自主的・主体的な活動により、地域での生活を支えるための取組を進めるものです

＜取組事例＞

（1）生活機能・サービス確保
日常生活に必要な機能・サービス（移動、買い物、見守り、医療・福祉等）の確保を図る取組
（活動具体例）住民共助による外出支援、配食、移動販売等の買い物支援、声かけ・見守り、サロン等居場所づくり、健康増進対策、雪かき支援、家事支援ボランティア、福祉サービス　等

（2）産業振興・域外交流等
雇用や生きがいを生み出し、地域内消費の維持・拡大を目指すとともに地域外からの収入の確保を図る取組
（活動具体例）特産品の加工・販売、農家レストラン等の起業、都市住民との体験交流　等

2022(R4)年度 デジタル環境活用支援事業費補助金 【間接】

小さな拠点やその関連施設において、デジタル技術を活用した地域活動の充実を図るため、デジタル技術を活用実践できる人材を育成し、その技術を活用した多様で持続的な活動を支援します。

【主な取組例】

○ 地域運営組織等で地域づくりに取り組む者を対象に、当該地域運営組織等の活動内容に即したデジタル技術にかかる活用事例、活用方法、基礎知識、基本操作等の習得に向けた講習会を開催

○地域住民の利便性や参加率向上を図るため、複数箇所のオンライン接続により、距離的に遠い、荒天、身体的理由などの事情により地域活動への参加が難しい高齢者等のリモート参加を促す取組（環境整備含む）

○小さな拠点におけるデジタル化、拠点を利用する高齢者等へのデジタル機器の普及促進を図る取組（環境整備含む）

○他地区との交流や、外部講師によるオンライン講演、市町村や県民活動活性化センター等支援関係組織との連携・相談等をオンライン化（環境整備含む）

１．補助対象経費

［ソフト］ デジタル活用人材の育成の取組に要する経費
（講師派遣指導、講習会開催経費等）

［ハード］ ネット環境活用に要する整備経費
（パソコン、NW接続・Wi-Fi関連機器、モニター、プロジェクタ、スクリーン、web用カメラ・マイクスピーカ等）
※人材育成及び地域活動のための取組に最低限必要なものに限る

２．事業実施主体

市町、地域運営組織

３．補助金限度額

一団体あたり50万円
（補助率：市町村負担額の１／２）

2022(R4)年度 鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金 【間接】

本県における空き家の利活用促進に向けて、空き家対策や利活用に取り組む団体の育成やスタートアップを支援することを目的に、地域のまちづくり団体等がおこなう維持管理や空き家の転貸（サブリース）等の事業化に向けた取組を支援します。

団体育成・スタートアップ支援事業

【主な取組例】

- ○ **空き家バンク等の運営等を行う団体が、利活用希望者の内覧等に備えて実施する空き家の清掃や軽微な補修**
- ○ **地域で空き家利活用に取り組むNPO団体等が実施する、空き家のサブリース（転貸）事業に向けた修繕・改修　等**

１）補助対象経費

（１）空き家の清掃や維持管理、老朽化の抑制等に要する経費
（２）サブリースや所有する空き家の賃貸に取り組む場合の空き家改修費用のうち、以下に掲げるもの。
　① 空き家の利活用に必要な改修工事費用
　② 改修工事に必要な設計費用、家財道具撤去費用、外構整備費用　等

２）事業実施主体

市町村と連携して空き家の利活用に取り組む、地域のまちづくり団体、県内に主たる拠点を置く特定非営利活動法人、その他市町村が必要と認める住民団体等

３）県補助限度額（年間）

（１）一団体あたり県13.3万円
　（ただし、清掃や維持管理等をおこなう空き家１件につき５万円を限度とする。）
（２）一件当たり県60万円（住宅以外に活用する場合は100万円）

補助率：いずれも県１／２（別途、市町村が県補助額の１／２以上の額を負担）

2022(R4)年度 鳥取県空き家利活用流通促進事業補助金 【間接】

【主な取組例】
○ 相続等で引き継いだ空き家を改修して、親族等が暮らすための住宅として活用
○ 空き家となっている住宅を取得して、ゲストハウスに改修　等

1．空き家等改修支援事業【間接】

老朽化等で市一般に流通しづらい空き家の市場流通を促進するため、空き家の改修に必要となる経費の一部を支援します。

1）補助対象建築物　改修前において次のいずれにも該当する建築物
① 一戸建て住宅又は長屋建て住宅（店舗等併用住宅を含む）
② ２年以上利用がない空き家。ただし、建築後30年以上経過している場合は1年以上。

2）補助対象経費　以下に掲げる経費の合計（ただし、②の経費は①の経費の1／2を上限とする。）
① 空き家の利活用に必要な改修工事費用
② 改修工事に必要な設計費用、家財道具撤去費用、外構整備費用

3）事業実施主体　以下のいずれかに該当する者
① 県内に在住する個人（事業完了後３カ月以内に県内に移住するものを含む）
② 県内に主たる事務所又は活動拠点を置く団体
③ 県内に本店を置く事業者（個人事業者を含む）
④ 県内に所在する住宅を所有する県外在住の個人（相続により取得した場合に限る）

4）県補助限度額　改修後に住宅として活用する場合・・・一戸あたり県60万円（補助率：県１／３）
改修して住宅以外に転用して活用する場合・・・一戸あたり100万円（補助率：県１／３）
※いずれも市町村は別途、県補助額の１／２以上の額を負担

5）その他　改修後10年以上利活用に供すること等。

2．古民家空き家等改修支援事業【間接】 ※新規

建築物として価値が認められる古民家を地域住民の交流拠点やゲストハウス、コワーキングスペース、カフェ等、地域の活性化に資する改修を行う際の経費の一部を支援します。

1）補助対象建築物　改修前において次のいずれにも該当する建築物
① 一戸建て住宅（店舗等併用住宅を含む）で、建築物として価値が認められる古民家
② １年以上利用がない空き家

2）補助対象経費　空き家等改修支援事業と同様。

3）事業実施主体　空き家等改修支援事業と同様。

4）県補助限度額　一戸当たり県200万円（補助率：県１／２）
※市町村は別途、県補助額の１／２以上の額を負担

5）その他　改修後、10年以上地域の活性化等に資する目的で利活用に供すること等。（単なる個人住宅としての利用は補助対象外。）

3．既存住宅状況調査支援事業【間接】

空き家（中古住宅）の購入検討者の不安解消をもって、空き家利活用の促進を図るため、既存住宅建物状況調査（インスペクション）に要する経費の一部を支援します。

1）補助対象建築物　改修前において次のいずれにも該当する建築物
① 一戸建て住宅又は長屋建て住宅（店舗等併用住宅を含む）
② １年以上利用がない空き家

2）補助対象経費　ア：既存住宅建物状況調査（インスペクション）に要する費用
イ：既存住宅売買瑕疵保険の加入に要する費用
ただし、イに掲げる費用はアに掲げる費用に附帯する場合に限る。

3）事業実施主体　空き家改修等支援事業と同様。

4）県補助限度額　５万円／件（補助率：県１／２）　※市町村は別途、任意負担

2022(R4)年度 地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金 【間接】

地域に根付いた空き家利活用の取組を進める団体の育成および地域における空き家利活用の機運醸成を図ることを目的として、まちづくり団体等が空き家利活用に向けた取組を実施する場合にその活動経費の一部を支援します。

【主な取組例】
- ○ **地域に根付いた古民家等の空き家について、調査研究の実施、住民・専門家を招いたワークショップの開催等を通じ、その活用手法を検討**
- ○ **地域における空き家利活用の機運醸成を図るためのワークショップや説明会の開催**
- ○ **空き家と活用希望者とのマッチングを行う団体の組織体制の構築、ホームページ制作　等**

１．補助対象経費

以下の取組みに要する委託費、旅費、講師謝金、役務費、需用費等
- 地域の空き家利活用に向けた調査等
- 地域の空き家利活用に関する計画の策定
- 空き家の活用推進に向けたワークショップ・勉強会等の開催又は参加
- 地域の空き家利活用の促進を目的とした団体活動（相談窓口の設置や維持管理活動等）

２．事業実施主体

県内でまちづくり活動を行う団体、自治会、集落単位で活動を行う団体・グループ、県内に主たる拠点をおく特定非営利活動法人、その他市町村が必要と認める住民団体（法人格の有無は問わない）

３．補助金限度額

一団体あたり40万円（補助率：市町村負担額の２／３）

『みんなで取り組むゼロカーボン』補助事業のご案内

（鳥取県CO2削減につながる省エネ推進モデル事業補助金）

人間活動を原因とする地球温暖化の進行により、世界各地の自然環境や社会・経済活動に様々な影響が生じています。
それらを食い止めるためには2050年の温室効果ガスを実質ゼロとする「ゼロカーボン（脱炭素）」の達成が求められます。
県は、市町村や団体が行うゼロカーボン達成に向けた意識啓発の取組に対して支援を行います。
県、市町村、民間団体が一丸となってゼロカーボンを達成しましょう！

■補助金の概要（鳥取県CO2削減につながる省エネ推進モデル事業補助金）

事業実施主体	補助要件	補助率	上限額
○市町村 ※環境省が推進する「ゼロカーボンシティ宣言」を表明した市町村（年度内表明予定含む）に限る。 ○NPO法人、民間団体等 ※社会貢献的な活動を対象とし、営利のみの追求や受益者が事業実施関係者に限られるものを除く。	ゼロカーボン達成に向けた意識啓発につながる取組（普及啓発イベント、ワークショップ、セミナー等）であること （ゼロカーボンの取組例） ○ゼロカーボンの認知度向上に係ること ○再生可能エネルギーの普及に係ること ○省エネの促進に係ること ○建築物の断熱に係ること ○自動車の電動化に係ること ○県産材の利活用に関すること	1/2	１００万円

募集スケジュール

【1次募集】
令和4年4月上旬～5月ごろ
【２次募集】
令和4年9～10月ごろ

※募集開始日は決定次第ホームページ等にてご案内します。
※2次募集は、採択状況によって行わない場合があります

とっとりエコライフ構想

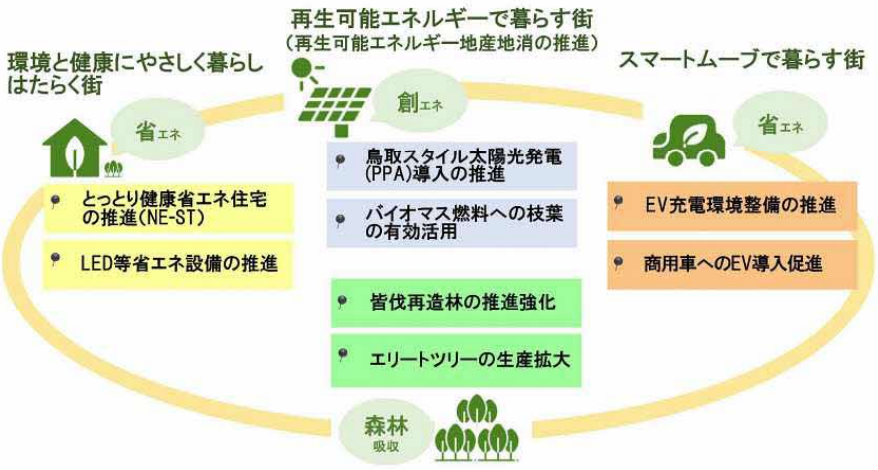

鳥取県では、地球環境と健康を守りながら、快適に賢く住まうライフスタイルへの転換により、地球温暖化をストップする「とっとりエコライフ構想」の推進によりゼロカーボンの達成を目指しています。

■お問合せ先

○鳥取県 生活環境部 脱炭素社会推進課 温暖化対策担当
TEL：0857-26-7205　E-mail:datsutanso@pref.tottori.lg.jp

「鳥取県環境保全活動支援補助金」のご案内

■制度の目的・概要

本補助金は、県内の法人その他の団体による、県内における環境の保全及び快適な環境の創造に資する自主的な活動を促進することを目的としており、地域の先進的で他の模範となる環境保全活動を行う団体に対し、活動費の助成を行います。

■補助対象者

県内団体

※県内で活動するとともに、団体の本拠としての事務所を県内に有するなどの要件もありますので、詳しくはお問い合わせください。

■補助対象事業

環境に関して実施主体（主催）となって実施する活動で、先進的で他の模範となる実践活動または教育啓発活動が対象となります。

補助事業を実施するために必要と県が認める経費が補助対象となりますが、対象にならない経費もありますので詳しくはお問い合わせください。

（具体例）

- ・省エネ実践、再生可能エネルギーの導入促進等による温室効果ガス削減取組
- ・4R＋Renewableによる廃棄物の発生抑制及び循環型社会の形成に係る普及・実践
- ・エコ活動の実施を呼びかける情報発信
- ・自然環境を生かし育てる意識醸成のためのイベントの開催
- ・自然との共生を目指した地域づくり
- ・自然生態系の保全活動　　など

■補助金額　上限１０万円（予算額１００万円）

■補助率　　１０／１０

本補助金は、鳥取米子ソーラーパーク株式会社からの協賛金を財源としています。
補助を受けた事業は、環境保全活動の推進のため、その取組概要を公表させていただきます。

■申請期間

令和４年４月１日～随時受付（令和５年２月末日まで）

補助申請額が予算額に達し次第、募集を終了します。
活用をご検討の方はお早めにご問い合わせください。

■お問合せ先

鳥取県　生活環境部　脱炭素社会推進課　温暖化対策担当
TEL：0857-26-7205
E-mail:datsutanso@pref.tottori.lg.jp

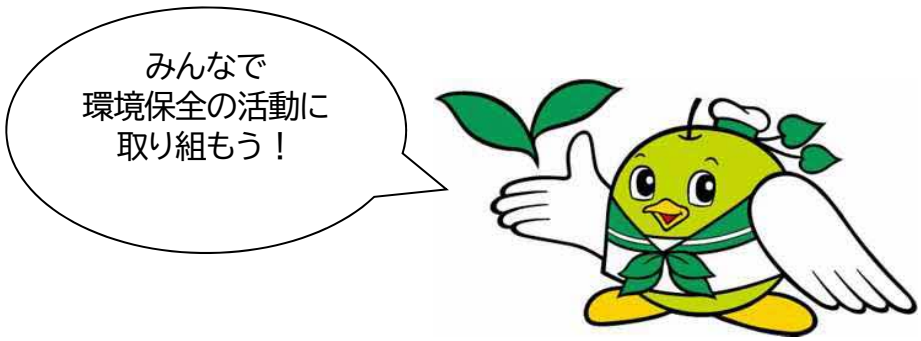

自治会、公民館などへのアドバイザー派遣制度

県内に活動拠点をおく「地域づくりに取り組む団体（自治会、町内会、公民館、その他地域の集まり等）」が実施する環境学習研修会等に、とっとり環境教育・学習アドバイザーを派遣します。

アドバイザー派遣の流れ

【環境学習の相談、問い合わせ先】
鳥取県地球温暖化防止活動推進センター（TCCCA）
電話、FAX：0120-897-612　E-mail：center@ecoft.org

1．環境学習のテーマを決める
⇓
2．鳥取県地球温暖化防止活動推進センターに相談
　　愛称：ＴＣＣＣＡ（とっか）
　◎学習したい内容に合わせてアドバイザーとのマッチングを行います◎
⇓
3．アドバイザーと学習会の調整
⇓
4．県にアドバイザー派遣の申請書を提出
⇓
5．環境学習の実施
⇓
6．実績報告書の提出

ＴＣＣＣＡ　検索

アドバイザー派遣にかかる費用は・・・
無料！
（講師への謝金と旅費は県が負担します）

こんなことを考えているかたにオススメです

・地球温暖化防止のために自分たちができることは何だろう
・地域のごみ拾いだけでは物足りなさを感じる
・近くの水辺に咲く草花にはどれくらいの種類があるのだろう
・自分たちの住む地域にはどんな鳥が飛んでくるのだろう
・豊かな自然を守るために地域のみんなで何か取り組んでみたい　　・・・など

※注意※
・学校、事業者、特定非営利活動法人等を除きます。
・本事業は講師の謝金と旅費のみ県が負担する制度であるため、その他の環境学習会の開催にかかる一切の費用（場所代、資料代、交通費等）は申請者側にてご負担願います。

「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金のご案内

鳥取県では、「とっとりプラスチックごみゼロチャレンジ」を推進することとし、プラスチックごみの排出抑制及びリサイクルの促進を図ることとしています。

本補助金では、身近なところからプラスチックごみの排出抑制等を図るために、以下のプラスチックごみ削減の活動に取組む団体等を支援します。

※本事業の実施は、令和4年2月定例県議会による予算成立を条件とします。また、事業内容は一部変更となる場合があります。

補助金の概要

区分	補助の対象となる経費	対象となる事業者	補助率	上限額
エコテイクアウト推進事業	テイクアウト用容器を環境配慮容器へ切り替える事業者を支援 【対象経費】 環境配慮容器購入費用 ※環境配慮容器の例※ リユース容器、紙・竹製等のバイオマス素材使用容器、生分解性プラスチック使用容器、バイオマス素材配合容器、エコマーク認証容器等	県内の飲食店、旅館・ホテル等	1/2	1事業者につき5万円 複数店舗を有する事業者の場合10万円
イベントでのリユース容器等活用支援事業	飲食を伴うイベント等で、リユース食器を活用する団体を支援 【対象経費】 リユース食器の賃借料、送料	民間団体、経済団体、市町村、学校等（法人格の有無を問わない。）	初回:10/10 2回目以降:1/2	1万円
プラごみゼロ実践活動支援事業	プラスチックごみの削減等につながる実践活動を支援 【対象経費】 実践活動に必要と認められる経費		1/2	25万円
河川・海岸における清掃活動支援事業	河川・海岸における清掃活動を行う団体を支援 【対象経費】 清掃活動に必要な用具等の購入、参加者の安全確保のための経費、清掃活動で集めたごみの処分経費	民間団体、経済団体、市町村、学校等（法人格の有無を問わない。） ※ただし、類似する他の助成・委託等を受けている場合は除く。	10/10	25万円

※対象は交付決定日以降に支払った経費とし、既に実施（購入）済のものにはご利用いただけません。

手続きの方法

提出書類

＜申請期限＞
令和5年1月31日
※予算の上限額に達した場合、募集期間中であっても終了することがあります。

(1)エコテイクアウト推進事業	(2)イベントでのリユース容器等活用支援事業	(3)プラごみゼロ実践活動支援事業	(4)河川・海岸における清掃活動支援事業
□申請書　□飲食店（喫茶店）営業許可証の写し　□購入容器の見積書または商品名・単価・購入予定数がわかる資料　□環境配慮容器に該当していることがわかる資料	□申請書 □見積書 □会則等、活動実態がわかる資料	□申請書 □会則等、活動実態がわかる資料	□申請書 □会則等、活動実態がわかる資料

問合せ・申請先

鳥取県循環型社会推進課　廃棄物リサイクル担当
鳥取市東町一丁目２２０番地
☎0857-26-7198　FAX0857-26-7563
電子メール　junkanshakai@pref.tottori.lg.jp

併せて、とっとりプラごみゼロを目指すチャレンジャーを募集しています！
詳しくはこちら➡

R４年度食のみやこ鳥取県づくり支援交付金１次募集

鳥取県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等「食のみやこ鳥取県」のイメージアップにつながり、発展性のある県民の活動を幅広く育成・支援することを目的に、食のみやこ鳥取県づくり支援交付金の交付対象となる事業候補の募集を行います。

区　分	募　集　期　間	予算額（千円）
１次募集	令和４年３月８日（火）～同年３月３１日（木）	4,800 （一般枠等・特別枠あわせて）

※本事業の実施は、令和４年２月定例議会における予算の成立を前提とします。

交付金の概要

（１）一般枠・直売所連携魅力アップ枠

１　事業の内容	＜一般枠＞食のみやこ鳥取県のイメージアップのための情報発信やブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口にした産業振興、地域振興に資する取組み ＜直売所連携魅力アップ枠＞県内の直売所が連携し、活性化・魅力向上を図る取組 ※コンベンションPR枠は、今年度の募集を行わない。
２　交付対象者	民間団体、グループ等 ※一般枠は市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体、個別企業等は対象外です。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者とします。また構成員のうち、県外事業者等が含まれる場合は、構成員の１／２未満とします。） ※直売所連携魅力アップ枠は、県内の直売所・道の駅、直売所・道の駅が連携して組織する協議会、農漁協等が対象です。
３　交付対象経費	事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費※（ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、備品購入費は除く） ※食との関連性が低い集客イベント部分については、対象としない場合があります。
４　交　付　率	１／２以内
５　交付金の上限額	＜一般枠＞上限額2,０００千円　（県内における中国ブロック以上の規模で開催するイベントで、かつ、見込まれる集客が1万人以上の場合の交付限度額４，０００千円の事業については、本年度は募集しない。） ＜直売所連携魅力アップ枠＞上限額５００千円

（２）特別枠

１　事業の内容	食のみやこ鳥取県のイメージアップのための食の美味しさ、楽しさの発信や文化的側面などに着目した営利を目的としない取組み
２　交付対象者	民間団体、グループ、企業、個人等（※市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体は交付対象外です。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者とします。また構成員のうち、県外事業者等が含まれる場合は、構成員の１／２未満とします。）
３　交付対象経費	事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費 （ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、備品購入費は除く）
４　交　付　率	１０／１０以内
５　交付金の上限額	上限額２５０千円

※　（１）・（２）とも、対象経費のうち委託費については、原則、県内事業者が実施したものに限ります。

※　以下は交付対象外になります。
- 県が事業主体（構成員）となっている事業、開催経費に県費が充当されているイベント等。
- 国または県の他の補助金を受けている事業
- 自治体から委託を受けた事業

募集方法・事業採択（１次募集）

（１）募集期間

令和４年３月８日（火）～同年３月３１日（木）

（２）事業採択の方法

事前審査（書類審査）を経て、有識者等で構成する審査会での事業内容のプレゼンテーションを踏まえ、事業の新規性、計画の妥当性、食のみやこ鳥取県のＰＲ効果、情報発信力、地域への波及効果等を審査し、採択事業を決定します。（詳細は募集要領をご確認ください。）

本審査は令和４年４月中旬を予定しています。

（３）募集要領・応募用紙

鳥取県食のみやこ推進課ホームページから入手できます。

http://www.pref.tottori.lg.jp/syokunomiyako/

※本事業の実施は、令和４年２月定例議会における予算の成立を条件とします。

★お問合わせ・応募先★
〒680-8570 鳥取市東町一丁目２２０
鳥取県市場開拓局　食のみやこ推進課
電　話　0857-26-7835
ﾌｧｸｼﾐﾘ　0857-21-0609

【よくあるご質問　Q＆A】

Q　この制度ではどのような事業が交付対象になりますか？

［A］食のみやこ鳥取県を県内外に発信していくため、「食」に関連した県民の皆さんの様々な活動を支援するためのもので、画一的に事業内容を規定しているものではありません。

〈一般枠〉での想定事業

- 県産品の県外での評価向上に向けた取組み
- 地域、グループ等での県産品のブランド化に向けた新たな取組み、ＰＲ等
- 県外での県産品直売施設の設置検討調査、テストマーケティングなど新たな販路開拓への取組み
- 地域の名物料理づくりや観光施設のネットワーク化による地域振興等

〈特別枠〉での想定事業

- 県内の伝統料理や食文化の発掘調査・次世代への継承・情報発信
- ご当地グルメ大会、料理対決等の食に係る地域イベント開催
- 食の大学開講、食のエッセイコンテストなど食文化の発信や創造

Q　交付対象にならない事業はどのようなものですか？

［A］〈一般枠〉

- 特定企業の新商品開発や販促ＰＲなど、その取組に地域への波及効果が認められないもの。
  →集落単位、同業者の組合の共同事業など地域への広がりが期待できるものは対象とします。
- 既に支援が行われていた既存事業の財源振替的なもので、本事業の実施により新たな展開が期待されないもの

〈特別枠〉

- 事業主体（構成員）の直接的な営利目的（販売促進、消費宣伝）、商業ベースの活動として開催されるイベント等
- 既に支援が行われていた既存事業の財源振替的なもので、本事業の実施により新たな展開が期待されないもの

〈共通〉

- 県が事業主体（構成員）となっている事業、開催経費に県費が充当されているイベント等。
- 国または県の他の補助金を受けている事業
- 自治体から委託を受けた事業

Q　事業実施主体に制限はありますか？

［A］〈一般枠〉

- 事業実施に伴う地域への波及効果を考え、ＮＰＯ、任意組織等のグループを想定しています。
- また、１民間企業は原則として対象外としますが、地域との係わり等を考慮し、農商工連携等により産地と一体となった取組が期待される場合、第３セクターが事業主体になる場合等は事業内容から総合的に判断します。

〈特別枠〉

- 事業主体は団体、グループ、企業、個人等幅広に考えており、特に制限はありません。事業目的に照らし、実施内容での判断となります。

＜一般枠・特別枠共通＞

- 市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・林業団体等支援交付金の対象団体は対象外としますが、それらが構成員として含まれる実行委員会等を組織すれば事業対象と認められます。
- 構成員に県外事業者等が含まれる場合、構成員の１／２未満とします。

Q　同一事業を複数年行うことは可能ですか？

［A］〈一般枠〉

- 単年度としますが、複数年度にわたり発展性の高い取組を必要とする場合には翌年度以降も１回に限り応募できます。ただし、同一の事業内容を継続するのではなく、ステップアップの道筋を示した計画が必要です。（新規性の見られる部分の経費を対象）

〈特別枠〉

- 同一と認められる事業の採択は単年度限りです。

Q　特別枠で実施した事業を次年度一般枠で応募することは可能ですか？

［A］特別枠で採択した事業について、同一内容の事業を次年度に一般枠で実施することは認められません。ただし、事業内容が拡充され、発展性の高い取組みがなされるものと認められる場合は対象となります。

令和4年度版

よりん彩活動支援メニュー

誰もが家庭・地域・職場のあらゆるところで心豊かに生き生きと伸び伸びと暮らせる社会をめざして

「研修会を開きたいけど、講演テーマに悩んでいる」
「セミナーを開催し、たくさんの人に聞いて欲しい。」
「あの講師さんの講演会を開催したいけど予算が足りないなあ…。」などなど
お困りの時はよりん彩にご相談ください。
ウィズコロナ、アフターコロナ時代に対応したリモート形式の研修等にも積極的に支援します。

よりん彩活動支援事業補助金

「公開講座」

裏面のテーマにかかる講座を開催するため、団体等の会員以外にも広く参加を呼びかけ、参加者が概ね３０名以上見込める活動を支援します。（リモート開催可）

【補助金額】上限１０万円（講師謝金･講師旅費･会場費･印刷費･通信運搬費など対象）

「研修支援講座」

裏面のテーマにかかる講座を開催するため、自治会、企業、事業所、職域団体、ＰＴＡ等の研修会や、有志による学習会など比較的少人数（１０名程度）の活動を支援します。（リモート開催可）

【補助金額】上限２万５千円（講師謝金･講師旅費･会場費･託児費･印刷費･通信運搬費など対象）

「若者企画講座」

裏面のテーマを学習する目的で県内の若者のグループが企画し、一般公開する講座を支援します。（リモート開催可）

【補助金額】上限５万円

「調査研究等事業」

裏面のテーマに関する調査研究等の成果を県民に還元できる事業について支援します。

【補助金額】上限１５万円

「環境支援事業」～託児サービス経費を助成します～

事業の主催者が託児サービスを実施する際にかかる経費の一部を助成します。

◎子育て世代が学びやすい環境の確保や育児参画を促進するため、県内で開催される男女共同参画に資する講演会やセミナー等。

【補助金額】上限２万５千円（補助率１／２）

- **対象事業 ： 県内開催の男女共同参画に資する各種講演会やセミナー等で実施される託児サービス**
- **補助対象経費 ： 託児スタッフ人件費（上限 1,500 円/h）、旅費、託児室借上料等**
- **託児スタッフ配置割合**
  ： ３歳未満児:託児スタッフ＝１：１ ／ ３歳以上児：託児スタッフ＝３：１
- **補助額 ： 上限 25,000 円**
  （※公開講座、研修支援講座、若者企画講座との併給可）

問い合わせ
連絡先

〒682-0816 鳥取県倉吉市駄経寺町２12−5
鳥取県男女共同参画センター よりん彩
電話 0858−23−3901 ﾌｧｸｼﾐﾘ 0858−23−3989

鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画の体系

基本テーマＡ

誰もが活躍できる環境づくり

全て人が互いに協力し、支え合い、仕事と生活のバランスがとれ、充実した生活を送ることができるよう、様々な分野で個人の能力を発揮し、活躍できる環境づくりを推進します。

	重点目標	施策の基本的方向
1	働く場における女性の活躍推進	（１）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 （２）一人一人が能力を発揮できる職場環境づくり （３）農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進
2	地域・社会活動における女性の活躍推進	（１）議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画推進 （２）地域活動における男女共同参画の推進 （３）地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツ等あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本テーマＢ

安全・安心に暮らせる社会づくり

人権が尊重され、誰もが生涯を通じて安全かつ安心して暮らすことができるよう、あらゆる暴力根絶に向けた取組、困難な状況に直面した人々への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組、性の多様性を前提とした社会システムの構築、健康増進の取組を推進します。

	重点目標	施策の基本的方向
3	生涯を通じた健康支援	（１）生涯を通じた健康の保持増進 （２）妊娠・出産等に関する支援
4	誰もが安心して暮らせる環境整備	（１）防災・災害復興における男女共同参画の推進 （２）高齢者が暮らしやすい環境の整備 （３）障がい者が暮らしやすい環境の整備 （４）外国人が暮らしやすい環境の整備 （５）ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 （６）性の多様性を前提とした社会システムの構築
5	あらゆる暴力の根絶	（１）暴力を許さない社会づくり （２）安心して相談できる体制づくり （３）様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

基本テーマＣ

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

年齢・性別にかかわらず、誰もが、多様な生き方が選択でき、希望に応じて働き、互いに家庭を支え合うことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解定着のための取組を推進します。

	重点目標	施策の基本的方向
6	男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	（１）男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 （２）子どもの頃からの男女共同参画の推進 （３）生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 （４）男性の家庭生活・地域生活への参画促進 （５）国際的視野に立った男女共同参画の推進

WE LOVE TOTTORI
令和新時代
創造県民運動
地域づくりの主人公へ！